

令和2年度
(2020年度)

子どもの育ち見守りセンターの取り組み

<部長の方針・考え方>

子どもの貧困、いじめ、虐待、ひきこもり、不登校など、子どもをめぐる問題が深刻さを増す中、すべての子どもたちが、その生まれ育つ環境、暮らす場所や年齢にかかわらず、地域とのつながりを持ち、健やかに育成されるとともに、切れ目のない支援を享受できる社会の実現が強く求められている。

何より子どもの命を守ることを第一に、家庭を中心に国、学校、企業、地域等との相互連携の下、あらゆる手段を尽くして「子どもたちの最善の利益」を総合的かつ効果的に守っていかねばならない。

- ①社会全体で子どもや子育て家庭を見守るための「地域づくり・関係機関の連携体制の強化」に取り組む
- ②悩みを抱える子どもや子育て家庭の声なき声を早期に掴むため「行政内部の連携体制の改革」に取り組む
- ③子どもに係るソーシャルワークの拠点である「子どもの育ち見守りセンターの支援体制の充実」に取り組む

<部の構成>

子どもの育ち見守りセンター

<主な担当事務>

- (1) 母子・父子家庭や寡婦の相談支援に関する事
- (2) 助産施設及び母子生活支援施設の入所等に関する事
- (3) 様々な悩みを有する子ども・若者やそのご家族の相談支援に関する事
- (4) 児童虐待の防止及びネットワーク支援に関する事
- (5) 子どもの貧困対策・支援に関する事

具体的な取り組み：（仮称）子どもを守る条例の制定

子どもを取り巻く状況が深刻さを増すなか、全ての子どもが一人の人間として尊重され、行政、保護者、地域、関係機関など、さまざまな主体が連携しながら子どもたちの育ちを支えていく社会の実現を目指し、「（仮称）子どもを守る条例」の制定を進めます。

子どもが笑顔で健やかに成長できるまち枚方を実現するため、社会全体で子どもの成長を支えるといった姿勢を改めて宣言し、市を挙げて理念と方針を再確認するとともに、子どもを守る仕組みづくりをさらに推進します。

具体的な取り組み：子どもの育ち見守り庁内連携体制の改革

子どもや子育て家庭に必要な支援を早期にそして切れ目なく、予防的見地からさらに的確に届けることができるよう、プライバシーには適正に対応し、子育て、教育、健康、福祉など行政各分野が持つ子どもの情報を円滑に共有できるシステムを構築します。

また、ケーススタディを取り入れた職場研修や、外部講師による研修の実施、及び虐待対応に係る国の義務研修の受講等を通じて、職員の専門的な能力向上を一層図り、子どもに必要な支援を的確に届けることができる体制を整備します。

具体的な取り組み：教育との連携による見守り支援体制の整備

新型コロナウイルスの感染の拡大防止のため、児童・生徒が外出自粛や学校園の休校など大きな環境の変化により、大きなストレスが生じています。このような不安や変化に対し、スクールソーシャルワーカー（児童・生徒が生活の中で抱える様々な問題に対し、保護者や教員と協力しながら問題の解決を図る福祉の専門職）や新たに設置したスクールロイヤー（学校で発生するさまざまな問題について子どもの利益を念頭に置き、法律の見地から学校に助言する弁護士）を活用し、小中学校における児童・生徒の見守り活動を支援するとともに、「福祉と教育のさらなる連携」を図り、さまざまな視点から子どもたちを継続して見守る支援体制を整備します。

具体的な取り組み：児童虐待・いじめ・ひきこもり・不登校など支援体制の充実

各関係機関と連携した児童虐待・いじめへの早期対応、予防・防止を図るとともに、不登校、ひきこもりなど、さまざまな状況にある子ども・若者やその家庭への包括的なサポート体制を強化します。

学校をはじめ関係機関との連携をより一層強化するとともに、子どもにとって相談の心理的ハードルの低い「SNS相談体制」の導入や「リモート（オンラインミーティングなど）・WEBメディア」を活用した子どもの居場所づくりなど、相談・支援体制の充実に取り組みます。

具体的な取り組み：子どもの貧困・ひとり親家庭・里親等支援体制の充実

新型コロナウイルスの影響を受け、活動休止を要請してきた「子ども食堂」について、休校・外出自粛が長期化する中、その存在意義が益々高まっていることから、新しい生活様式を踏まえた運営方法のもと、一日も早い再開に向け、地域と連携した取り組みを進めます。

第4次ひとり親家庭等自立促進計画の策定に向け、改めてひとり親家庭等の社会生活にかかる実態及び支援ニーズを把握し、実効性ある施策に反映します。

また、さまざまな理由で親と暮らすことができない子どもへの支援を強化するため、府や里親支援機関等と連携を深め、里親制度の理解促進と普及に取り組みます。